

令和5年度赤い羽根共同募金配分事業  
小地域いきいきネットワーク活動助成要項

京丹後市共同募金委員会

1. 目 的

地域で見守り、支えあえるしくみづくりのために、自治区、連合区、および自治区を単位とした地域福祉推進組織等が実施する、地域のつながりを活かしたネットワークづくりを支援し、地域の福祉力の増進を図ることを目的とします。

2. 対 象

- ・自治区、連合区、又は自治区を単位とした地域福祉推進組織
- ・上記地域福祉推進組織が複数で連合した形態
- ・上記地域福祉推進組織が近隣の実施困難地区を補う形態

3. 期 間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

4. 内 容

小地域福祉活動への助成

活動例：

- ①調 査 活 動—福祉課題や福祉対象者の把握
- ②相 談 活 動—身近な地域の中の相談窓口
- ③見守り活動—福祉対象者の日常的見守り
- ④福祉学習—地域住民の福祉理解・人材の育成
- ⑤ふれあい事業—高齢者と若い世代、地域住民の交流
- ⑥支援活動—買い物代行・ごみ出しなど軽作業
- ⑦環境美化活動—清掃活動、花植え
- ⑧広報活動—福祉・地域情報紙の発行
- ⑨懇談会—地域課題や福祉活動共有 など

5. 助 成 金

自治区の前年度の赤い羽根共同募金額をもとに算出した金額を上限として助成します。ただし、複数で連合した形態で実施する場合は、それぞれの自治区の募金額を合計した額により上限額を算出します。

\*上限額は、別紙「助成金上限額一覧」を参照してください。

\*助成金の額は助成対象経費の範囲内とします。

\*他団体または他団体が実施する事業への助成はできません。

\*活動状況によって返戻していただく場合があります。

\*赤い羽根共同募金の予算額を配分金が上回った場合、各団体への助成金額に応じて比例した割合で削減することがある。

## 6. 助成金の使途

小地域福祉活動に必要な経費で、目的以外に使用できません。

(茶菓子代、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、材料代、印刷代、会議費など)

\* 外食代やお弁当の購入代、アルコール代は該当しません。

\* 10,000 円以上の備品は該当しません。

## 7. 申 請

様式1・2を記入のうえ提出してください。

提出期日：令和5年5月31日(水)

提出先：京丹後市共同募金委員会(窓口：京丹後市社会福祉協議会)

## 8. 報 告

様式4・5に活動内容がわかる資料(案内文書や写真など)、レシートまたは領収書(写し)、ありがとうメッセージを添付し提出してください。

提出期日：事業終了後速やかにお願いします。

最終期日：令和6年4月1日(月)

提出先：京丹後市共同募金委員会(窓口：京丹後市社会福祉協議会)

## 9. そ の 他

- 事業の実施にあたりましては、「赤い羽根共同募金」の配分金を活用した事業であることを周知願います。
- 申請内容の変更など、事業に関するご相談は京丹後市社会福祉協議会が窓口です。